

消 防 総 第 3 2 8 号
消 防 消 第 7 9 号
消 防 災 第 2 2 3 号
平 成 1 8 年 6 月 1 4 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整理に関する政令等の施行等について(通知)

消防組織法の一部を改正する法律(平成18年法律第64号。以下「改正法」という。)が本日公布され、同日から施行されたことに伴い、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成18年政令第214号)、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令(平成18年総務省令第96号)等が本日公布され、同日から施行されました。

また、市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)(昭和39年5月22日自消甲教発第24号)等についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、改正法の施行に伴い、各都道府県及び各市町村において関係する条例、規則等の改正が必要となる場合があることを申し添えます。

記

1 政令、省令及び告示の改正

(1) 改正の趣旨及び内容

改正法においては、消防組織法(昭和22年法律第226号)の全条文にわたって、見

出し及び項番号を付し、表現の適正化を行い、枝番号の整理を行ったところ、改正法の施行に伴い、消防組織法の改正前の条項及び文言を引用している関係政令、省令及び告示の整理（いわゆる条ずれの整理及び文言の修正）のため、別紙1から別紙3までの改正を行ったこと。

改正された政令、省令及び告示並びにそれぞれの改正内容は、以下～のとおりであること。

政令（別紙1）

改正対象の政令	改正する条項名	引用されている消防組織法の条項（旧）	→（新）	条ずれ以外の改正
船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)	第18条第7号	第15条の7	第24条	
雇用保険法施行令(昭和50年政令第25号)	第9条第4号	第15条の7	第24条	
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)	第1条	第15条の7第1項	第24条第1項	
市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令(昭和34年政令第201号)	第1条	第14条の3第2項	第15条第2項	
	第2条第1項	第14条の3第2項	第15条第2項	
消防法施行令(昭和36年政令第37号)	第44条の2第1項	第18条の3第1項	第30条第1項	
消費税法施行令(昭和63年政令第360号)	第14条第17号	第15条の7	第24条	「損害補償等」 「公務災害補償」
総務省組織令(平成12年政令第246号)	第144条第16号	第24条第2項	第42条第2項	「災害防御」 「災害の防御」
	第146条第23号	第20条	第37条	
	第149条第12号	第24条第2項	第42条第2項	「災害防御」 「災害の防御」
緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)	第1条	第24条の3第5項	第44条第5項	
	第2条	第24条の4第4項	第45条第4項	
	第3条	第24条の4第4項	第45条第4項	
	第4条	第24条の4第4項	第45条第4項	
	第5条	第25条第1項	第49条第1項	
	第6条	第25条第2項	第49条第2項	

省令（別紙2）

改正対象の省令	改正する条項名	引用されている消防組織法の条項（旧）	→（新）	条ずれ以外の改正
電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)	第11条の2第10号	第18条	第28条	
	第37条第27号	第23条	第41条	
有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)	第2条第3号へ	第23条	第41条	
地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)	第24条の9第2号	第13条第1項	第12条第1項	
		第14条第1項	第13条第1項	
危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)	第55条第7項	第26条第4項	第51条第4項	

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)	第33条の11第6項	第26条第4項	第51条第4項	
総務省組織規則(平成13年総務省令第1号)	第311条第6項第4号	第24条第2項	第42条第2項	「災害防御」 「災害の防御」
緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令(平成16年総務省令第47号)	第1条	第25条の2	第50条	
	第2条	第25条の2	第50条	
	第5条第2項	第25条の2	第50条	

告示(別紙3)

改正対象の告示	改正する条項名	引用されている消防組織法の条項(旧)	→ (新)	条ずれ以外の改正
消防吏員の階級の基準(昭和37年消防庁告示第6号)	第2条第1号	第17条第2項	第27条第2項	
消防に関する都市等級要綱(昭和44年消防庁告示第2号)	第1 1	第18条の2第10号	第29条第11号	
消防職員委員会の組織及び運営の基準(平成8年消防庁告示第5号)	第6条第1項	第14条の5第1項各号	第17条第1項各号	
原子力災害の発生又は拡大の防止に資するものとして総務大臣が定める基準(平成13年総務省告示第673号)	第1号	第21条第2項	第39条第2項	「相互応援」 「相互の応援」

消防に関する都市等級要綱及び原子力災害の発生又は拡大の防止に資するものとして総務大臣が定める基準については、他法令改正等に伴う改正を併せて行っている。

(2) 施行期日

公布の日としたこと。

これにより、改正法の施行の日から施行されることとなること。

2 条例(例)及び規則(例)の改正

改正法の施行に伴い、関係する条例(例)及び規則(例)の整理のため、別紙4から別紙6までの改正を行ったこと。

改正された条例(例)及び規則(例)並びにその改正内容は、以下のとおりであること。

改正対象の条例(例)等	改正する条項名	引用されている消防組織法の条項(旧)	→ (新)
市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)(S39.5.22自消甲教発第24号)	第1条	第15条の8	第25条
市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)(S41.4.14自消乙教発第8号)	第1条	第15条の7第1項	第24条第1項
市(町・村)消防本部消防職員委員会に関する規則(例)(H17.5.30消防消第118号)	第1条	第14条の5第3項 第14条の5第4項	第17条第3項 第17条第4項
	第2条	第14条の5第3項	第17条第3項
	第8条	第14条の5第1項各号	第17条第1項各号

3 各都道府県及び各市町村における関係条例、規則等の改正

改正法の施行に伴い、各都道府県及び各市町村の消防関係条例、規則等の改正が必要となる場合には、各地方公共団体において遺漏なきよう速やかに御対応いただきたいこと。

なお、その際、2の条例（例）及び規則（例）を執務の参考としていただくとともに、条例（例）及び規則（例）を示しているもの以外の条例、規則等についても、改正が必要となる場合があるので、御留意いただきたいこと。

政令第二百十四号

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員保険法施行令及び雇用保険法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第十五条の七」を「第二十四条」に改める。

一 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十八条第七号

二 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第九条第四号

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第二条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部

を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部改正)

第三条 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令(昭和三十四年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第十四条の三第二項」を「第十五条第二項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第四条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第一項中「第十八条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第五条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第十七号中「第十五条の七」を「第二十四条」に、「損害補償等」を「公務災害補償」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第六条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条第十六号中「第二十四条第二項」を「第四十二条第二項」に、「災害防御」を「災害の防御」に改める。

第四百四十六条第二十三号中「第二十条」を「第三十七条」に改める。

第四百四十九条第十二号中「第二十四条第二項」を「第四十二条第二項」に、「災害防御」を「災害の防御」に改める。

（緊急消防援助隊に関する政令の一部改正）

第七条 緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の三第五項」を「第四十四条第五項」に改める。

第二条から第四条までの規定中「第二十四条の四第四項」を「第四十五条第四項」に改める。

第五条中「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第六条中「第二十五条第二項」を「第四十九条第二項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

新

（法第三十七条第八項の政令で定める給付）

第九条（略）

一～三（略）

四 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第二十九条、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第六十条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）

五～九（略）

旧

（法第三十七条第八項の政令で定める給付）

第九条（略）

一～三（略）

四 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第二十九条、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二若しくは第四十五条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第六十条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）

五～九（略）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）

新	旧
<p>（損害補償の種類）</p> <p>第一条 消防組織法第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>（損害補償の種類）</p> <p>第一条 消防組織法第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p>

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和三十四年政令第二百一号）

新	旧
<p>(消防長の資格)</p> <p>第一条 消防組織法第十五条第二項に規定する消防長の政令で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>(消防署長の資格)</p> <p>第二条 消防組織法第十五条第二項に規定する消防署長の政令で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(消防長の資格)</p> <p>第一条 消防組織法第十四条の三第二項に規定する消防長の政令で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>(消防署長の資格)</p> <p>第二条 消防組織法第十四条の三第二項に規定する消防署長の政令で定める資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

新	旧
<p>第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号） 第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第四十四条の二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号） 第十八条の三第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

新

（療養、医療等の範囲）

第十四条（略）

一〇一十六（略）

十七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条（非常勤消防団員に対する公務災害補償）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（損害補償）（同法第百八十三条（準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養

十八〇二十（略）

旧

（療養、医療等の範囲）

第十四条（略）

一〇一十六（略）

十七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七（非常勤消防団員に対する損害補償等）又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二（公務災害補償）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及びこれらの規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三（消防作業に従事した者等に対する損害補償）、水防法第四十五条（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百六十条（損害補償）（同法第百八十三条（準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養

十八〇二十（略）

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

新	旧
<p>（国民保護・防災部の所掌事務） 第四百四十四条（略） 一〇十五（略） 十六 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に関する事。 十七・十八（略）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第四百四十六条（略） 一〇二十二（略） 二十三 消防組織法第三十七条の規定による勧告、指導及び助言に關すること（国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く。） 二十四・二十五（略）</p> <p>（防災課の所掌事務） 第四百四十九条（略） 一〇十一（略） 十二 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に關すること。 十三〃十五（略）</p>	<p>（国民保護・防災部の所掌事務） 第四百四十四条（略） 一〇十五（略） 十六 消防組織法第二十四条第二項の規定による災害防御の措置の協定に關すること。 十七・十八（略）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第四百四十六条（略） 一〇二十二（略） 二十三 消防組織法第二十条の規定による勧告、指導及び助言に關すること（国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く。） 二十四・二十五（略）</p> <p>（防災課の所掌事務） 第四百四十九条（略） 一〇十一（略） 十二 消防組織法第二十四条第二項の規定による災害防御の措置の協定に關すること。 十三〃十五（略）</p>

新

（特殊災害の原因）

第一条 消防組織法（以下「法」という。）第四十四条第五項の政令で定める原因は、毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故とする。

（登録の審査）

第二条 消防庁長官は、法第四十五条第四項の規定による登録に当たっては、同項の申請に係る人員及び施設が同条第二項の計画に適合するかどうかを審査するものとする。

（登録の通知）

第三条 消防庁長官は、法第四十五条第四項の規定による登録をしたときはその旨及びその登録の内容を、同項の規定による登録をしないこととしたときはその旨を、遅滞なく、同項の申請をした都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。

2
（略）

（登録の公表）

旧

（特殊災害の原因）

第一条 消防組織法（以下「法」という。）第二十四条の三第五項の政令で定める原因は、毒性物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項に規定する毒性物質をいう。）若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤をいう。）若しくは毒素（同条第二項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故とする。

（登録の審査）

第二条 消防庁長官は、法第二十四条の四第四項の規定による登録に当たっては、同項の申請に係る人員及び施設が同条第二項の計画に適合するかどうかを審査するものとする。

（登録の通知）

第三条 消防庁長官は、法第二十四条の四第四項の規定による登録をしたときはその旨及びその登録の内容を、同項の規定による登録をしないこととしたときはその旨を、遅滞なく、同項の申請をした都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。

2
（略）

（登録の公表）

第四条 消防庁長官は、毎年少なくとも一回、法第四十五条第四項の規定による登録の状況を公表するものとする。

(活動に要する経費の国庫負担)

第五条 法第四十九条第一項の政令で定める経費は、次に掲げる経費とし、国がその全部を負担する。

一 三 (略)

(施設整備に係る国庫補助)

第六条 法第四十九条第二項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 四 (略)

2 法第四十九条第二項の規定により国が行う補助の割合は、前項に掲げる施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の二分の一とする。

第四条 消防庁長官は、毎年少なくとも一回、法第二十四条の四第四項の規定による登録の状況を公表するものとする。

(活動に要する経費の国庫負担)

第五条 法第二十五条第一項の政令で定める経費は、次に掲げる経費とし、国がその全部を負担する。

一 三 (略)

(施設整備に係る国庫補助)

第六条 法第二十五条第二項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 四 (略)

2 法第二十五条第二項の規定により国が行う補助の割合は、前項に掲げる施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の二分の一とする。

総務省令第九十六号

消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成十八年六月十四日

総務大臣 竹中 平蔵

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第十号中「第十八条」を「第二十八条」に改める。

第三十七条第二十七号中「第二十三条」を「第四十一条」に改める。

（有線電気通信法施行規則の一部改正）

第二条 有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号へ中「第二十三条」を「第四十一条」に改める。

（地方税法施行規則の一部改正）

第三条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九第二号中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「第二十六条第四項」を「第五十一条第四項」に改める。

一 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十五条第七項

二 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十一第六項

（総務省組織規則の一部改正）

第五条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条第六項第四号中「第二十四条第二項」を「第四十二条第二項」に、「災害防衛」を「災害

の防御」に改める。

（緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令の一部改正）

第六条 緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令（平成十六年総務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第五条第二項中「第二十五条の二」を「第五十条」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令新旧対照条文
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>（免許状等記載事項を公表しない無線局） 第十一条の二（略） 一～九（略） 十 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第九条（同法第二十八条）において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの 十一～十八（略） （目的外通信等） 第三十七条（略） 一～二十六（略） 二十七 消防組織法第四十一条の規定に基づき行う通信 二十八～三十三（略）</p>	<p>（免許状等記載事項を公表しない無線局） 第十一条の二（略） 一～九（略） 十 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第九条（同法第十八条）において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの 十一～十八（略） （目的外通信等） 第三十七条（略） 一～二十六（略） 二十七 消防組織法第二十三条の規定に基づき行う通信 二十八～三十三（略）</p>

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）

新	旧
<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 水（略） ハ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第四十一</u> 条の規定により消防庁又は地方公共団体が使用するとき。 ト ヲ ヱ（略）</p>	<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備） 第二条（略） 一・二（略） 三（略） イ 水（略） ハ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第二十三</u> 条の規定により消防庁又は地方公共団体が使用するとき。 ト ヲ ヱ（略）</p>

新	旧
<p>（政令第五十六条の四十三第三項第五号の防災に関する施設又は設備） 第二十四条の九（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定都市等の条例又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十二条第一項に規定する消防長若しくは同法第十三条第一項に規定する消防署長若しくは建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの</p>	<p>（政令第五十六条の四十三第三項第五号の防災に関する施設又は設備） 第二十四条の九（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定都市等の条例又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十三条第一項に規定する消防長若しくは同法第十四条第一項に規定する消防署長若しくは建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると指定都市等の長が認めるもの</p>

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

新	旧
<p>（試験科目） 第五十五条（略） 2）6（略） 7 丙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第四項の消防学校の教育訓練のうち基礎教育（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第三項の基礎教育をいう。第五十七条において同じ。）又は専科教育（同基準第三条第四項の専科教育をいう。第五十七条において同じ。）の警防科（同基準第九条第一項の警防科をいう。第五十七条において同じ。）を修了したものについては、第三項第一号の試験科目を免除するものとする。</p>	<p>（試験科目） 第五十五条（略） 2）6（略） 7 丙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち基礎教育（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第三項の基礎教育をいう。第五十七条において同じ。）又は専科教育（同基準第三条第四項の専科教育をいう。第五十七条において同じ。）の警防科（同基準第九条第一項の警防科をいう。第五十七条において同じ。）を修了したものについては、第三項第一号の試験科目を免除するものとする。</p>

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

新	旧
<p>（試験の免除） 第三十三条の十一（略） 2）5（略） 6 五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第五十一条第四項</u>の消防学校の教育訓練のうち専科教育（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）<u>第三条第四項</u>の専科教育をいう。）の機関科（同基準第九条第一項の機関科をいう。）を修了したものに對しては、第五類又は第六類の指定区分に係る乙種消防設備士試験について、申請により、前条第二項第一号の試験科目及び実技試験を免除する。</p>	<p>（試験の免除） 第三十三条の十一（略） 2）5（略） 6 五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第二十六条第四項</u>の消防学校の教育訓練のうち専科教育（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）<u>第三条第四項</u>の専科教育をいう。）の機関科（同基準第九条第一項の機関科をいう。）を修了したものに對しては、第五類又は第六類の指定区分に係る乙種消防設備士試験について、申請により、前条第二項第一号の試験科目及び実技試験を免除する。</p>

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）

新	旧
<p>（国民保護室、国民保護運用室、応急対策室及び防災情報室並びに災害対策官、広域応援対策官及び震災対策専門官） 第三百十一条（略） 2（略） 5（略） 6（略） 一（略） 三（略） 四 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に関する事。</p>	<p>（国民保護室、国民保護運用室、応急対策室及び防災情報室並びに災害対策官、広域応援対策官及び震災対策専門官） 第三百十一条（略） 2（略） 5（略） 6（略） 一（略） 三（略） 四 消防組織法第二十四条第二項の規定による災害防御の措置の協定に関する事。</p>

緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令
(平成十六年総務省令第四十七号)

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 財産 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(以下「法」という。)第五十条の規定により緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という)に無償で使用させる国有財産をいう。</p> <p>二 物品 法第五十条の規定により都道府県等に無償使用させる国有の物品をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(無償使用の申請)</p> <p>第二条 法第五十条の規定により都道府県等の長が、財産又は物品(以下「財産等」という。)を無償使用しようとするときは、種類、数量等を明らかにした無償使用申請書を、部局長又は物品管理官(以下「部局長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(現状変更等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 部局長は、前項の申請書を受理したときは、法第五十条の規定に反しない限り、許可することができる。この場合においては、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 財産 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(以下「法」という。)第二十五条の二の規定により緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という)に無償で使用させる国有財産をいう。</p> <p>二 物品 法第二十五条の二の規定により都道府県等に無償使用させる国有の物品をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(無償使用の申請)</p> <p>第二条 法第二十五条の二の規定により都道府県等の長が、財産又は物品(以下「財産等」という。)を無償使用しようとするときは、種類、数量等を明らかにした無償使用申請書を、部局長又は物品管理官(以下「部局長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(現状変更等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 部局長は、前項の申請書を受理したときは、法第二十五条の二の規定に反しない限り、許可することができる。この場合においては、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない。</p>

消防庁告示第二十九号

消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防吏員の階級の基準（昭和三十七年消防庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十四日

消防庁長官 板倉 敏和

第二条第一号中「第十七条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防吏員の階級の基準の一部を改正する件新旧対照表
消防吏員の階級の基準（昭和三十七年消防庁告示第六号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第二条（略）</p> <p>一 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組 織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第二十七</u>条 <u>第二</u>項の特別区の消防長とする。</p> <p>二（五）（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>一 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組 織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第十七</u>条第 <u>二</u>項の特別区の消防長とする。</p> <p>二（五）（略）</p>

消防庁告示第三十号

消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、消防に関する都市等級要綱（昭和四十四年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十四日

消防庁長官 板倉 敏和

第1 1中「第4条第2号および第18条の2第10号」を「第4条第2項第2号及び第29条第11号」に改める。

第1 3(3)中「簡易耐火建築物」を「準耐火建築物」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防に関する都市等級要綱の一部を改正する件新旧対照表

消防に関する都市等級要綱（昭和44年消防庁告示第2号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第4条第2項第2号及び第29条第11号</u>の規定に基づく消防に関する市街地の等級（以下「都市等級」という。）の決定に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 耐火造建物</p> <p>耐火造建物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定された耐火建築物、<u>準耐火建築物</u>のほか、主要構造部が鉄筋コンクリート、れんが、コンクリートブロック等の不燃材料で造られた建物をいう。</p> <p>(4)~(9) （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第4条第2号および第18条の2第10号</u>の規定に基づく消防に関する市街地の等級（以下「都市等級」という。）の決定に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 用語の定義</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 耐火造建物</p> <p>耐火造建物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定された耐火建築物、<u>簡易耐火建築物</u>のほか、主要構造部が鉄筋コンクリート、れんが、コンクリートブロック等の不燃材料で造られた建物をいう。</p> <p>(4)~(9) （略）</p> <p>4 （略）</p>

消防庁告示第三十一号

消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第四項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成八年消防庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十四日

消防庁長官 板倉 敏和

第六条第一項中「第十四条の五第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件新旧対照表
 消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成八年消防庁告示第五号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>2 （略）</p> <p>（消防職員の意見の提出） 第六条 消防職員は、消防組織法第十七条第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（消防職員の意見の提出） 第六条 消防職員は、消防組織法第十四条の五第一項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。</p>

総務省告示第三百五十四号

工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第百七十八号）及び消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行に伴い、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）第七条第一項第四号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第六百七十三号（原子力災害の発生又は拡大の防止に資するものとして総務大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月十四日

総務大臣 竹中 平蔵

第一号中「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第三十九条第二項」に、「相互応援」を「相互の応援」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

原子力災害の発生又は拡大の防止に資するものとして総務大臣が定める基準の一部を改正する件新旧対照表
 平成十三年総務省告示第六百七十三号（原子力災害の発生又は拡大の防止に資するものとして総務大臣が定める基準）
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>一 消防ポンプ自動車並びに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第七條第二項に規定する消防の用に供する施設及び設備 原子力発電施設等（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第二條に規定する原子力発電施設等をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村（設置されることが確実である市町村を含む。以下同じ。）及び消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第三十九條第二項</u>の規定により当該市町村と消防の相互の応援に関して協定を締結した市町村が整備するものであること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>一 消防ポンプ自動車並びに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第六條第二項に規定する消防の用に供する施設及び設備 原子力発電施設等（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第二條に規定する原子力発電施設等をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村（設置されることが確実である市町村を含む。以下同じ。）及び消防組組法（昭和二十二年法律第二百二十六号）<u>第二十一條第二項</u>の規定により当該市町村と消防の相互の応援に関して協定を締結した市町村が整備するものであること。</p> <p>二・三（略）</p>

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例

（例）

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

附 則

この条例は、消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行の日から施行する。

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）（新旧対照条文）

（傍線部分は改正部分）

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）

新

旧

（目的）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十五条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

（目的）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の八の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行の日から施行する。

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）

（傍線部分は改正部分）

新

旧

（目的）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤消防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。

（目的）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤消防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）の一部を改正する規則（例）

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）（平成十七年五月三十日消防消第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に、「第十四条の五第四項」を「第十七条第四項」に改める。

第二条中「第十四条の五第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第八条中「第十四条の五第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

附 則

この規則は、消防組織法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十四号）の施行の日から施行する。

市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）の一部を改正する規則（例） 新旧対照条文
 （傍線の部分は改正部分）
 市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第十七条第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十七条第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（消防長に準ずる職）</p> <p>第二条 <u>法第十七条第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、</u> とする。</p> <p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第八条 消防職員は、<u>法第十七条第一項各号に掲げる事項</u>に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第十四条の五第三項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第十四条の五第四項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（消防長に準ずる職）</p> <p>第二条 <u>法第十四条の五第三項の規則で定める消防長に準ずる職は、</u> とする。</p> <p>（消防職員の意見の提出）</p> <p>第八条 消防職員は、<u>法第十四条の五第一項各号に掲げる事項</u>に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

消防組織法改正内容一覧表

新章	旧	新	見出し	改正内容
第1章	総則	総則		
第1章	第1条	第1条	消防の任務	「因る」「よる」、「以て、その」を削る。
第2章	国家機関	国の行政機関		
第2章	第2条	第2条	消防庁	
第2章	第3条	第3条	消防庁長官	
第2章	第4条	第4条	消防庁の任務及び所掌事務	「以下第十八条の二」「第二十九条」
第2章	第5条	第5条	教育訓練機関	
第3章	自治体の機関	地方公共団体の機関		
第3章	第6条	第6条	市町村の消防に関する責任	「果すべき」「果たすべき」
第3章	第7条	第7条	市町村の消防の管理	
第3章	第8条	第8条	市町村の消防に要する費用	
第3章	第9条	第9条	消防機関	「左に」「次に」
第3章	第11条	第10条	消防本部及び消防署	
第3章	第12条	第11条	消防職員	
第3章	第13条	第12条	消防長	
第3章	第14条	第13条	消防署長	
第3章	第14条の2	第14条	消防職員の職務	
第3章	第14条の3	第15条	消防職員の任命	
第3章	第14条の4	第16条	消防職員の身分取扱い等	
第3章	第14条の5	第17条	消防職員委員会	
第3章	第15条	第18条	消防団	
第3章	第15条の2	第19条	消防団員	
第3章	第15条の3	第20条	消防団長	
第3章	第15条の4	第21条	消防団員の職務	
第3章	第15条の5	第22条	消防団員の任命	
第3章	第15条の6	第23条	消防団員の身分取扱い等	
第3章	第15条の7	第24条	非常勤消防団員に対する公務災害補償	「因り」「より」、「因る」「よる」
第3章	第15条の8	第25条	非常勤消防団員に対する退職報償金	
第3章	第16条	第26条	特別区の消防に関する責任	
第3章	第17条	第27条	特別区の消防の管理及び消防長の任命	
第3章	第18条	第28条	特別区の消防への準用	「ものの外」「もののほか」 「以て一の市とみなし」「一の市とみなして」
第3章	第18条の2	第29条	都道府県の消防に関する所掌事務	「相互応援」「相互の応援」
第3章	第18条の3	第30条	都道府県の航空消防隊	
第4章		市町村の消防の広域化		
第4章		第31条	市町村の消防の広域化	新規追加
第4章		第32条	基本指針	新規追加
第4章		第33条	推進計画及び都道府県知事の関与等	新規追加
第4章		第34条	広域消防運営計画	新規追加
第4章		第35条	国の援助等	新規追加
第5章 (旧第4章)	雑則	各機関相互間の関係等		
第5章	第19条	第36条	市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係	
第5章	第20条	第37条	消防庁長官の助言、勧告及び指導	「行なう」「行う」
第5章	第20条の2	第38条	都道府県知事の勧告、指導及び助言	「市町村に」「市町村に対して」 「市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について」を削る。 「又は助言」「又は助言」
第5章	第21条	第39条	市町村の消防の相互の応援	「相互応援」「相互の応援」
第5章	第22条	第40条	消防庁長官に対する消防統計等の報告	
第5章	第23条	第41条	警察通信施設の使用	
第5章	第24条	第42条	消防、警察及び関係機関の相互協力等	「颱風」「台風」、「災害防禦」「災害の防御」 「予め」「あらかじめ」、「これを行う」「行う」
第5章	第24条の2	第43条	非常事態における都道府県知事の指示	「颱風」「台風」、「災害防禦」「災害の防御」
第5章	第24条の3	第44条	非常事態における消防庁長官等の措置要求等	
第5章	第24条の4	第45条	緊急消防援助隊	
第5章	第24条の5	第46条	情報通信システムの整備等	
第5章	第24条の6	第47条	消防機関の職員が応援のため出勤した場合の指揮	
第5章	第24条の7	第48条	航空消防隊が支援のため出勤した場合の連携	
第5章	第25条	第49条	国の負担及び補助	「第二十四条の三第五項」「第四十四条第五項」 「第二十四条の四第二項」「第四十五条第二項」
第5章	第25条の2	第50条	国有財産等の無償使用	
第5章	第26条	第51条	消防学校等	「除く外」「除くほか」、「行なう」「行う」 「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。
第5章	第26条の2	第52条	教育訓練の機会	
第5章	第26条の3			
附則	第27条	附則第1条	施行期日	
附則	第28条			
附則	第29条			
附則	第30条			
附則	第31条	附則第2条	恩給法等の準用	「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。 「左の各号に」「次に」、「同法」を削る。
附則	第32条			
附則	第33条			
附則	第34条			
附則	第35条			